

持分なし医療法人への移行計画の認定制度の延長

別添2

1. 現状と対応

- 法人財産を持分割合に応じて出資者へ分配できる「持分あり医療法人」は、平成18年医療法改正以降、新設を認めず（※1）、「持分なし医療法人」への移行を促進
※1：持分あり医療法人では、出資者の相続が発生すると相続税支払いのため払戻請求が行われるなど法人経営の安定について課題がある。

- 「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行計画を国が認定する制度を設け、相続税猶予等の税制措置を実施。この認定期間が、平成29年9月までとなっていることから、延長することが必要（※2）【医療法改正・税制改正】

※2：現状も約5万の医療法人のうち8割が持分あり医療法人である。

2. 制度の内容

改正イメージ

**認定期間は3年延長（平成29年10月～平成32年9月）
税制上の特例措置も延長**

（持分あり医療法人）
持分なし医療法人
への移行計画の認
定を申請

大臣認定

- ◆ 移行計画期間中（最大3年）は、税制措置あり
 - ・ 出資者の相続に係る相続税の猶予・免除
 - ・ 出資者間のみなし贈与税の猶予・免除

（持分なし医療法人）

持分の放棄＋定款変更（解
散時の残余財産の帰属制
限）により移行完了

◆ 認定要件

- ・ 社員総会の議決があること
- ・ 移行計画が有効かつ適正であること
- ・ 移行計画期間が3年以内であること

**法人の運営が適正であることを要件として追加し、移行後
6年間で、当該要件を維持していることを求める。**

【主な運営の適正性要件】

- ・ 法人関係者に利益供与しないこと
- ・ 役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること
- ・ 社会保険診療に係る収入が全体の80%以上 等



【非課税基準の主な要件】

- ・ 理事6人、監事2人以上
- ・ 役員の親族1/3以下
- ・ 医療機関名の医療計画への記載
- ・ 法人関係者に利益供与しないこと 等

**認定医療法人については、移行の際の法人への贈与税
を課税しない**

- ・ 現状、相続税法により相続税等が「不当に減少」する場合、贈与税が課税される扱い。
- ・ 解職通知（非課税基準）による税務署の個別判断

今回の改正により、役員数、役員数の親族要件、医療計画への記載等の要件を緩和
贈与税の非課税対象が大幅に拡大

赤字：医療法で対応
青字：税法で対応